

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年8月27日(木) 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 議案第27号 宇治市文化財保護委員を委嘱するについて
日程第5 議案第28号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第6 議案第29号 令和3年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
日程第7 議案第30号 令和3年度以降使用中学校教科用図書の採択について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子

(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅

委 員 金丸公一

委 員 中筋斉子

委 員 小山栄子

(出席職員職氏名)

部 長 伊賀和彦 副 部 長 上道貴志

教育支援センター長 林口泰之 教育総務課長 栗田益典

学校教育課長 吉田秀平 博物館管理課長 西澤久美子

学校教育課副課長 石田京美 博物館管理課副課長 家塚智子

学校教育課総括指導主事 藤田祥尚

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 加藤冬子 教育総務課主任 前田圭祐

開 会 (午後6時00分)

○**開会宣言** 教育長が8月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(令和2年7月29日)
- (2) 文教福祉常任委員会について(令和2年8月19日)
- (3) 「源氏ろまん2020」事業について
- (4) 源氏物語ミュージアム 特別企画展について
- (5) 歴史資料館 特別展について
- (6) 「要望書」等について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

[説 明]

(1) 文教福祉常任委員会について(令和2年7月29日)

①新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業等について

主な質問として、中学校で新型コロナウイルスの感染が確認されたことで、一日臨時休業としたことについて、鈴木委員から、学校を休んでいる生徒の授業の遅れの対応はどのようにするのか、他の生徒への不安解消に関する対応はどういったことをしているのか。徳永委員からは、陽性者及び濃厚接触者10名の根拠について、その範囲を広げるべきなのではないのか。岡本委員からは、臨時休業についての保護者への連絡について、浅井委員からは人権上の配慮の考え方、夏休みは部活をするのか。宮本委員からは、PCR検査の基準はどうなっているのか、市独自でPCR検査が必要ではないのか、学校名を公表しなかったのはなぜか。といったものがあった。

②今後の成人式について

主な質問として、今年度の成人式を2回に分けることについて、岡本委員から、1回目と2回目の各回の中学校校区は決定しているのか。鈴木委員からは、入れ替えの際、参加者を誘導する人員が必要なのではないかと。浅井委員からは、開催する実行委員が実施する事業の時間を増やす等考えてほしい。徳永委員から、参加者の人数制限をしながらの対応になるが基準はといったものがあった。

(2) 文教福祉常任委員会について (令和2年8月19日)

①宇治市立幼稚園の預かり保育について

来年度から全園で実施することについて、主な質問として、徳永委員からは、預かり保育を試行実施する理由について、3年保育を全園で実施することの課題について、岡本委員からは、すでに試行実施している木幡幼稚園と神明幼稚園の実績はどうか。宮本委員からは、検証するための資料を出すべきといったものがあった。

(3) 「源氏ろまん2020」事業について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止を第一としつつ、社会経済活動や文化芸術活動のレベルを上げていく「with コロナ」に対応した社会構築が求められている。このような中で、伝統ある日本女性文学の継承・発展と市民文化の向上を図るために創設された「紫式部文学賞」と「紫式部市民文化賞」は今年で30回目を迎える。

令和2年度「源氏ろまん2020」事業は、国が示す感染症対策の基本的対処方針にある、感染防止対策の徹底や「新しい生活様式」定着への取組、本市や近隣における感染状況に十分留意しながら、宇治市文化会館で紫式部文学賞・紫式部市民文化賞贈呈式及び30周年記念イベントと宇治市生涯学習センターで源氏物語セミナーを実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策を講じることが難しいと判断し、今年度は「宇治田楽まつり」と「宇治十帖スタンプラリー」については、開催しないこととした。

また、源氏ろまん30周年記念イベント等を広く広報するため、クラウドファンディングを実施する予定である。

(4) 源氏物語ミュージアム 特別企画展について

源氏物語ミュージアムでは、開館20周年を迎えた平成30年に第2回目のリニューアルを実施し、秋にはリニューアルオープン記念特別企画展と開館20周年記念特別企画展を開催した。また、翌年4月から公開を開始した新作アニメの完成を記念し、夏には、新作アニメ完成記念特別企画展を開催した。毎年、話題性のあるテーマを選び、来館者の誘致に努めている。

今年度は、平等院ミュージアム鳳翔館との初めての共催による特別企画展「宇治を旅する 平等院を旅する」を令和2年9月16日(水)から11月29日(日)まで開催する。鳳翔館に収蔵されている貴重な資料を通して、平等院をはじめとする宇治の名所

を紹介する。関連事業として、9月12日（土）から、両館学芸員5人による特別企画展リレー講座を全5回開催する。

[質 疑]

[委 員] 平等院ミュージアム鳳翔館館長の神居文彰さんの講演は特別企画展リレー講座とは別か

[事務局] 特別企画展リレー講座とは別に源氏物語セミナーとして実施する。

(5) 歴史資料館 特別展について

歴史資料館では、昭和59年の開館以来、年1回の特別展を開催している。これまでも、当館が開館以来収集してきた資料を活用し、時宜に応じたテーマを選び、市民の皆様に宇治の歴史や文化を身近に感じてもらえる機会を提供してきた。

今年度の特別展は、令和2年9月26日（土）から11月29日（日）まで「古絵図の世界」を開催する。市史編さんが着手されてから半世紀の節目を迎えたことを機に、16年ぶりの公開となる宇治市指定文化財「宇治郷総絵図」をはじめとする、さまざまな古絵図を一堂に展示する。関連事業として、10月31日（土）に特別展記念講演会を開催する。

(6) 「要望書」等について

公民館廃止に反対する会から公民館の廃止に反対し、公民館の存続と充実を求める要望書の提出があった。また、宇治公民館（市民会館）の建て替えを求める市民の会から「中宇治地域に学習の場を確保する」説明会の開催を求める要望書の提出があった。

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

公益財団法人宇治市文化センター主催の桂米朝一門会他1件、計2件について後援した。

○日程第4 議案第27号 宇治市文化財保護委員を委嘱するについて

[説 明] 本委員会は、本市に所在する文化財について、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定及び保護顕彰並びに活用に関して答申し、また文化財の保護と活用に関して必要な事柄を建議するために設置されたものである。今回、委員の任期満了に伴い、別紙名簿のとおり委嘱するものである。なお、任期については、令和2年9月1日から2年間である。

[質 疑]

[委 員] 新年度の候補者名簿について、所属欄に現職が記載されていない方がいるが、現在の役職は何か。

[事務局] 今現在、役職に就いていないため、現職の記述がない。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第5** 議案第28号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本議案は、令和3年度より、東宇治幼稚園を含むすべての宇治市立幼稚園において預かり保育の試行実施を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。改正内容は、一時預かり保育についての、字句の整理等を図るものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第6** 議案第29号 令和3年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

[説 明] 小・中学校の特別支援学級において、当該学年用検定済教科書を使用することが適当でない場合、学校教育法附則第9条の規定により、下学年の検定済教科書やその他一般図書を教科用図書として採択することができることとなっている。

また、採択そのもの手続きについては、学校教育法第34条第1項に基づく教科用図書と異なり、設置者責任による独自採択となる。令和3年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、議案にある「一般図書採択一覧表」の図書を採択したく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号に基づく議決を求めるものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第7** 議案第30号 令和3年度以降使用中学校教科用図書の採択について

[説 明] 本議案は、令和3年度以降中学校で使用する教科用図書について、「義務

教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項の規定に基づき、去る7月27日開催の山城教科用図書採択地区協議会における協議結果を受け、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項、及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

山城教科用図書採択地区協議会は、採択する教科用図書の協議を行うにあたり、意見を広く聴取するために教科用図書の見本を順次展示する巡回展示を実施している。

本市でも6月1日から6月30日までの間、市内中学校それぞれ4校（北宇治中・西小倉中・広野中・黄檗中）と、市役所6階において教科用図書の見本を法定展示し、20名の閲覧と22件の意見書の提出を受けている。

これらを含む山城地域全体の意見も踏まえて協議された結果、国語は東京書籍、書写は光村図書出版、社会（地理的分野及び歴史的分野）は帝国書院、社会（公民的分野）は東京書籍、社会（地図）は帝国書院、数学及び理科は新興出版社啓林館、音楽（一般・器楽合奏）はともに教育芸術社、美術は光村図書出版、保健体育、技術・家庭（技術分野・家庭分野）はいずれも東京書籍、英語は光村図書出版、道徳科は廣済堂あかつきである。

今回は、前回までの教科用図書から発行者が変更となった教科は、社会（歴史的分野）・数学・美術・技術・家庭・英語の6教科である。

社会（歴史的分野）については、学習内容を象徴する資料を大きく掲載し、世界史の学習では分かりやすい資料を提示している点、記述内容が詳しくすぎず簡略化しすぎず、読めば深まる内容になっている点、生徒自ら主体的に学習するために工夫がされるなど、配慮されているところが考慮された協議結果である。

数学については、項ごとに練習問題が設定され、多くの問題を解き、繰り返し学習ができる点、それぞれのページにQRコードが付いており、ヒントや説明が読み取れる点、生徒が自分のペースで問題に取り組み、主体的に学習できるなど、配慮されているところが考慮された協議結果である。

美術については、資料集や製作過程などが丁寧に副読本を購入する必要がない点、図工から美術への移行についてはっきり明記されている点、小中の連携、教科の変わり目を上手くつないでいるなど、配慮されているところが考慮された協議結果である。

技術については、生徒や指導者が分かりやすく使用でき、支援が必要な生徒においても丁寧な授業展開ができる点、話し合い活動や授業の流れがつかみやすい構成になっている点、情報分野において小学校からの円滑な接続が工夫されるなど、配慮されているところが考慮された協議結果である。

家庭については、ガイダンスの内容が充実している点、大切な用語が学習ページに示され、基礎的知識の定着や基礎的技能を習得しやすい点、実習例

を数多く取り上げ、家庭でも取り組める工夫など生徒が主体的・対話的に学習できるように、配慮されているところが考慮された協議結果である。

英語については、CAN-DOリスト形式の学習到達目標が設定され生徒が楽しみながら学べる工夫があり、今の生徒にとって身近な話題が提供され、教師の創意工夫で使用しやすくなる点、各ページに基本文として文法事項が明示されている点、思考力・判断力・表現力等を育成するために話すことや発表を意識した展開になっているなど、配慮されているところが考慮された協議結果である。

以上により、山城教科用図書採択地区協議会の協議結果どおり採択することが適切であると判断し、提案するものである。

[教育長] 本議案に係る審議は、去る8月21日に採択の対象となる教科書を実際に確認しながら、事務局より教科用図書採択の流れ及び山城教科用図書採択地区協議会での共同採択する教科書についての協議内容の説明を踏まえて審議するようお願いするものである。

[質 疑]

[委 員] 山城教科用図書採択地区協議会として、山城地区の課題を踏まえた観点はあるのか。

[事務局] 今回の協議会では、山城地区の課題を踏まえた4つの観点が示された。1つ目は、学力向上に向けて、生徒が主体的に学習に取り組める工夫や、思考力・判断力・表現力の育成を図るための配慮がなされているかということ、2つ目は、公教育として多種多様な意見がより反映されているか、公平性が担保されているかということ、3つ目は、教員の若年化に伴い授業の質を担保する上でも、若手教員が授業で使いやすいものであるかということ、4つ目は、生徒が親しみやすく、使いやすいもので、主体的・対話的に学習に取り組むことができるものであるかということ、以上の4点である。

[委 員] 具体的にはどのような観点があったのか。

[教育長] 採択委員として参加したが、教科毎に学校の先生方が調査員となり、全出版社の教科書を確認し、先生が教えやすいか、生徒が見やすいのか、その学習の到達点が見開きで確認しやすいのか等の観点で調査をされた結果を基に議論され出された採択結果である。

[委 員] 法定展示及び巡回展示による教科書展示において、寄せられた意見は協議の参考になっているのか。

[事務局] 教科書展示で閲覧された方は、山城全体で221名、意見書を提出された数は174件となっている。寄せられた意見を集約したものが、山城教科用図書採択地区協議会の資料の一つとされており、協議会においてはこれらも参考にしながら検討されたものと考えている。

[委員] 「英語」の教科書採択については、これまで長年使用していた教科書から異なる出版社の教科書を選定することになった理由は何か。

[事務局] 採択の協議会において、英語の教科書採択では、出版社ごとに編集方針が異なることから、小中学校で同じ出版社のものを使用することは、指導方法の一貫性から見ても好ましいとの意見が出された。

しかしながら、今回の中学校英語の教科書の採択にあたっては、調査員より教師の創意工夫による教材研究、生徒の学力や現場の日常の授業実態、生徒が主体的に自学自習できる等の活用視点で調査研究され、比較検討が行われたところである。

今年度から全面実施となっている小学校における英語教育では音声に慣れ親しむことに重点が置かれているが、来年度より新学習指導要領の全面実施に伴う中学校の英語教育では、日常会話での能動的な表現力の習得に重点が置かれるなど、中学校の英語教育が大きく転換するこのタイミングにおいて、生徒にも先生にも使用しやすい教科書として選定されたものと考えている。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時35分)